

埼玉県訓令第十七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県雇用・中小企業対策本部

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程（平成十三年埼玉県訓令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、病院事業管理者」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。